

## 千葉海区漁業調整委員会指示第252号

千葉県海面における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和8年7月31日

千葉海区漁業調整委員会  
会長 石井 春 人

- 1 次の（1）から（3）までの区域内において、船舶を使用する遊漁のまき餌釣りは行ってはならない。
  - （1）次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
    - ア 天面漁港合せ灯標柱
    - イ 北緯35度3分50秒、東経140度5分20秒の点
    - ウ 北緯35度4分10秒、東経140度6分の点
    - エ 鴨川市天面と同市太海との境界標柱
  - （2）次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
    - ア 漁業権基点南73号（鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱）
    - イ 北緯35度6分10秒、東経140度12分40秒の点
    - ウ 北緯35度6分10秒、東経140度14分20秒の点
    - エ 北緯35度6分50秒、東経140度15分50秒の点
    - オ 北緯35度6分50秒、東経140度17分40秒の点
    - カ 北緯35度7分10秒、東経140度18分10秒の点
    - キ 北緯35度7分20秒、東経140度19分50秒の点
    - ク 北緯35度7分、東経140度19分40秒の点
    - ケ 北緯35度7分10秒、東経140度20分30秒の点
    - コ 北緯35度7分20秒、東経140度20分50秒の点
    - サ 北緯35度7分50秒、東経140度21分10秒の点
    - シ 北緯35度8分30秒、東経140度23分の点
    - ス 北緯35度9分50秒、東経140度21分10秒の点
    - セ 北緯35度10分、東経140度21分50秒の点
    - ソ 北緯35度9分50秒、東経140度22分40秒の点
    - タ 北緯35度11分、東経140度24分40秒の点
    - チ 漁業権基点南79号の1（夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱）
  - （3）外川漁港東防波堤灯台中心点から半径12海里以内の千葉県海面のうち、次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線以東の区域
    - ア 北緯35度41分53秒、東経140度45分40秒の点（磯見川河口中心点）
    - イ 北緯35度39分40秒、東経140度47分40秒の点

ウ 北緯 35 度 39 分 10 秒、東経 140 度 44 分 10 秒の点

エ 北緯 35 度 29 分 50 秒、東経 140 度 48 分 50 秒の点

2 船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合のまき餌使用量の基準は、次のとおりとする。ただし、当該まき餌の使用に当たっては、基準内の量を使用する場合であっても必要最小限の量としなければならない。

(1) 南房総市大房岬突端と神奈川県三浦市劔埼灯台中心点とを結んだ線以北の海面においては、1 人 1 日当たり 3 キログラム以内

(2) (1) 以外の海面においては、1 人 1 日当たり 5 キログラム以内

3 船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあっては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。

4 この指示の有効期間は、令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までとする。